



TMC情報

Vol. 142

平成29年6月号

発行所：(株)TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／行政書士法人TMC／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: info@tmc-jinji.com

女性活躍推進コンサルティング

TMCは、栃木県から委託を受け、女性社員活躍推進のためのコンサルティングを実施することになりました。

「人材不足」「女性社員の定着率が低い」「女性管理職が育たない」等のお悩みがあれば、人事労務管理の強化や女性社員向け研修等を無料で実施することができます。

3会場で説明会を開催しますので、奮ってご参加ください。

事業名称	栃木県 事業主行動計画策定サポート事業		
対象企業	栃木県内に本社がある労働者数300人以下の企業		
支援内容	女性社員の採用、定着、育成等の強化・改善に関するコンサルティング (自社の課題を分析し、それを解決するための目標・行動計画を策定・実行)		
費用	無料		
説明会	県央会場 (宇都宮市) とちぎ福祉プラザ (403会議室)	① 7月4日 (火) 14:00~16:00 ② 7月7日 (金) 10:00~12:00	
	県南会場 (小山市) 小山商工会議所 (4F中会議室)	① 7月3日 (月) 14:00~16:00 ② 7月6日 (木) 14:00~16:00	
	県北会場 (那須塩原市) (株)TMC経営支援センター本社	① 7月5日 (水) 10:00~12:00 ② 7月11日 (火) 14:00~16:00	
説明会内容	本事業の説明、最新助成金の有効活用法、女性労働者に関わる労働関係法令		

※詳細はTMCホームページに掲載します。

助成金改正情報 (特開金)

特定求職者雇用開発助成金の対象者に「長期不安定雇用者」が追加されました。

概要	長期不安定雇用者 (35歳以上60歳未満で、過去10年間に5回以上離職・転職した方) を職安紹介により正社員として雇用した場合に助成金支給 ※離職・転職は雇用保険に加入していた事業所のみカウント
助成金	中小企業：60万円 大企業：50万円

労働時間関係の是正勧告増加

近年、労働時間に関する労働基準監督署による是正勧告や指導が増加していますので、適切な労働時間の管理を行いましょう。長時間労働は、過労死や精神疾患などの健康障害につながる可能性が高いため、重点項目とされています。

＜是正勧告・指導の主な内容＞

- ・ 時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）の範囲を超えて労働させた。
- ・ 時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていない。
- ・ 時間外労働が多いため、それを削減するよう指導。等

産業医についての改正

平成29年6月1日施行

産業医制度について、次の改正が行われました。

現 行	改 正 後
産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視して、必要な対策をとる。	巡視の頻度を2ヶ月に1回以上とすることが出来る。（衛生管理者が行う週1回の作業場巡視結果等を毎月産業医に提供している場合）
健康診断で異常の所見があると診断された労働者について、医師等の意見を聞く。	医師等が、意見を具申するために、労働者の業務に関する情報を求めたときは、事業者はこれを提供しなければならない。
1ヶ月の残業が100時間を超える労働者が申出をした場合、医師による面接指導をする。	残業時間が100時間を超えた労働者の氏名と残業時間を、月1回以上、産業医に提供しなければならない。

高齢者・障害者雇用状況報告

職安より「高年齢者・障害者雇用状況報告」が郵送されています。

7月18日までに提出となります。

報 告 書	報告する事業主	注 意 点
①高年齢者雇用状況報告	労働者数が概ね30人以上	現在、定年は60歳以上、定年後の継続雇用は65歳以上が義務
②障害者雇用状況報告	労働者数が概ね50人以上	会社全体で常用労働者50人以上の場合、障害者を2%以上雇用することが義務。

また、企業に義務づけられている障害者の雇用率が引き上げられる予定です。

（現在2.0% → 来年4月1日から2.2% → 3年以内に2.3%）

住民税の変更にご注意

毎年6月から住民税が変更となりますので、次の点にご注意下さい。

- ・ 給与計算での控除額を変更する。（6月だけでなく、7月の変更にも注意）
- ・ 本人に市町村の通知を渡す。（退職した社員の異動届にも注意）

個人情報保護法の改正

平成29年5月30日施行

個人情報保護法が改正されました。利用目的の通知や情報漏洩防止等に注意しましょう。

1. 主な改正内容

No	区分	概要
1	小規模事業者も対象に	従来は、過去6ヶ月で5000人以上の個人情報を保有する事業者が適用対象であったが、改正後は件数に関わらず対象。
2	要配慮個人情報の新設	人種、信条、社会身分、病歴、前科前歴、犯罪被害情報等を取得する場合、原則として本人の同意を得ることが必要。
3	利用目的変更の緩和	変更前の利用目的と「関連性を有すると合理的に認められる範囲」であれば、本人の同意を得ずに利用目的の変更が可能。
4	第三者提供時の確認・記録義務	データベース化した個人データを第三者提供する場合の義務 ・受領者：提供者の氏名や取得経緯を確認する。更に、受領年月日や確認事項等を記録し、一定期間保管 ・提供者：提供年月日や受領者の氏名等を記録し、一定期間保管 《例外》 ①反復継続する場合は包括的な記録で可。 ②本人との契約に基づく場合は既存の契約書等で代替可。 ③利用目的の達成に必要な範囲で個人データの取扱いを委託する場合（社労士の事務代行等）、法令に基づく場合（警察の照会等）、人命に関わる場合等は確認・記録不要。 ④次のように解釈できるケースは確認・記録不要。 ・本人による提供（SNSに本人が入力し、自動的に公開等） ・本人に代わって提供（銀行振込、依頼されて業者を紹介等） ・本人側への提供（打合せに同席している家族等） ・受領者にとって個人データに該当しない（名刺1枚等）

※他にも、オプトアウト規制、匿名加工情報の新設等の改正もありますが省略します。

2. 企業の主な実施事項

No	区分	概要
1	個人情報取得時の利用目的通知	個人情報を取得する際は、利用目的を本人に伝えるか、あらかじめ利用目的をHPや店頭表示等で公表しておく。 ※状況からして利用目的が明らかな場合は通知不要 (例：配送伝票に住所・氏名を記入する場合、配送目的なのは明らか)
2	目的外利用の禁止	通知した目的以外に利用をする場合、改めて利用目的を通知する。
3	安全管理	十分な情報漏洩対策をとる（社員教育、入室制限、施錠保管、情報送信時の二重チェック、ウイルス対策、パスワード管理、シュレッダー処分等） ※どこまで実施するかは企業の判断。
4	第三者提供時の同意	個人情報を第三者に提供する場合、本人の同意を得る。 ※委託する場合、法令に基づく場合、人命に関わる場合等は不要。